

藤沢市教育委員会定例会（11月）会議録

日 時 2007年11月9日（金）午後5時30分

場 所 東館2階 教育委員会会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の決定

3 前回会議録の確認

4 議 事

- (1) 議案第20号 市議会定例会提出議案（藤沢市学校教育相談センター条例の制定）に同意することについて
- (2) 議案第21号 市議会定例会提出議案（藤沢市民ギャラリー条例の一部改正）に同意することについて
- (3) 議案第22号 市議会定例会提出議案（藤沢市秩父宮記念体育館条例の一部改正）に同意することについて
- (4) 議案第23号 市議会定例会提出議案（藤沢市石名坂温水プール条例の一部改正）に同意することについて
- (5) 議案第24号 市議会定例会提出議案（藤沢市事務分掌条例等の一部を改正する等の条例の制定）に同意することについて
- (6) 議案第25号 藤沢市八ヶ岳野外体験教室に係る指定管理者の選定について
- (7) 議案第26号 藤沢市青少年会館に係る指定管理者の選定について
- (8) 議案第27号 藤沢市少年の森に係る指定管理者の選定について
- (9) 議案第28号 藤沢市地域子供の家に係る指定管理者の選定について
- (10) 議案第29号 藤沢市立児童館に係る指定管理者の選定について
- (11) 議案第30号 藤沢市奨学生選考委員会委員の任命について

5 その他

- (1) 善行小学校の改築について

6 閉 会

出席委員

1 番 小 野 晴 弘
2 番 鈴 木 紳一郎
3 番 澁 谷 晴 子
4 番 平 岡 法 子
5 番 川 島 一 明

出席事務局職員

教育総務部長	落 合 英 雄	生涯学習部長	高 木 三 広
教育総務部参事	古 谷 一 幸	生涯学習部担当部長	浅 木 良 一
教育総務部参事	城 田 修 治	生涯学習部参事	渡 邊 忠 雄
教育総務部参事	桑 山 光 生	教育総務部参事	田 中 一 次
教育総務部参事	茂 木 利 夫	生涯学習部参事	浅 川 満
総合市民図書館長	関 水 秀 樹	生涯学習部参事	熊 谷 正 明
学校教育課主任	吉 田 早 苗	学校教育課指導主事	柚 原 章
書 記	上 野 進	書 記	秋 山 曜

午後 5 時 30 分 開会

平岡委員長

ただいまから、藤沢市教育委員会 11 月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岡委員長

それでは、日程に入ります。

本日の会議録に署名する委員は、2 番・鈴木委員、5 番・川島委員に
お願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岡委員長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、2 番・鈴木委員、5 番・川島
委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岡委員長

次に、前回会議録の確認をお願いいたします。何かありますか。

特にありませんので、このとおりの承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岡委員長

それでは、このとおりの承することに決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岡委員長

それでは、これより議事に入ります。

議案第 20 号市議会定例会提出議案（藤沢市学校教育相談センター条例の
制定）に同意することについてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

桑山教育総務部参事

議案第 20 号市議会定例会提出議案（藤沢市学校教育相談センター
条例の制定）に同意することについて、ご説明いたします。この条例を提出
いたしましたのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の
規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について、市長から意見を
求められたので、提案するものです。

この条例設置に当たりまして、今まで「(仮称) 藤沢市教育相談センター」
として提案してまいりましたが、ここで正式名称を「藤沢市学校教育相談
センター」とすることをご報告いたします。名称の中に「学校教育」と入れ
ましたのは、平成 20 年度に新しい組織でスタートします「(仮称) こども
青少年育成部」の「(仮称) こども青少年総合相談室」と区別するためです。
なお、センター化に伴い「藤沢市相談指導教室」につきましても、「藤沢市
相談支援教室」と改称することといたします。以上です。

平岡委員長

事務局の説明が終わりました。議案第 20 号につきまして、ご意見・ご質
問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岡委員長

それでは、議案第 20 号市議会定例会提出議案（藤沢市学校教育相談セン
ター条例の制定）に同意することについては、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岡委員長 次に、議案第21号市議会定例会提出議案（藤沢市民ギャラリー条例の一部改正）に同意することについてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

浅木生涯学習部担当部長 議案第21号市議会定例会提出議案（藤沢市民ギャラリー条例の一部改正）に同意することについて、ご説明いたします。この条例を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について、市長から意見を求められたことによるものです。今回の条例改正につきましては、公共料金見直しの基本的な考え方に基つきまして、第1展示室から第3展示室の使用料について改定するものです。この料金改定は、全庁的な公共料金見直しの一環として行うもので、受益と負担の適正化を図り、社会的公平性を確保する必要性から行うものです。具体的には他の施設と同様に用地費や建設費の資本費、人件費、物件費などの運営管理費を基礎数値として基準料金を算定し、この基準料金と現行料金と比較し乖離幅が2倍以上となっている場合に、改定率110%とするものです。今回から賃借料も対象としたために乖離幅が基準を上回ったため、その額を改定する必要によるものです。

新旧対照表では、第1展示室が6,600円から7,200円に、第2展示室、第3展示室については3,300円から3,600円となるものです。以上です。

平岡委員長 事務局の説明が終わりました。議案第21号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

川島委員 市民ギャラリーは何年にできて、どのくらい値上がりしているのですか。

浅木生涯学習部担当部長 現在の場所はルミネプラザの6階で、設置からは21年が経過しております。駅の近くですので、大変ご利用いただいている施設でございます。

川島委員 料金改正は何回行われているのですか。

浅木生涯学習部担当部長 改正するのは今回で2回目です。利用料金は、当初からいただいております。

川島委員 ほかに、何施設が改正されるのですか。

古谷教育総務部参事 今回の公共料金につきましては、行財政改革方針の中で3年に一度見直すことになっており、今年度はその年に当たることで行ったものです。改定の方針としては、さまざまな要素を加味した算定料金と現行料金との乖離幅が2倍を超えるものを対象といたします。ただ、改定したばかりとか、福祉など特殊な要因がある場合には改定を行わない。それから、今まで無料だった施設のうち受益者負担の観点から必要性があるというものを新たに有料化する、この2つの方針で実際に行いました。今回、検討した結果、料金改定する施設は今回提案いたします藤沢市民ギャラリー、藤沢市秩父宮

記念体育館、藤沢市民会館、湘南台文化センター、秋葉台文化体育館、水路及び準用河川の占用料の計7施設です。それから新たに有料化する施設は、今回提案しております石名坂温水プールの駐車場と湘南台文化センターの駐車場の計2施設でございます。

平岡委員長

ほかにありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岡委員長

それでは、議案第21号市議会定例会提出議案(藤沢市民ギャラリー条例の一部改正)に同意することについては、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岡委員長

次に、議案第22号市議会定例会提出議案(藤沢市秩父宮記念体育館条例の一部改正)に同意することについてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

熊谷生涯学習部参事

議案第22号市議会定例会提出議案(藤沢市秩父宮記念体育館条例の一部改正)に同意することについて、ご説明申し上げます。本件につきましては、本年度に公共料金の見直しが行われる中で、現行料金と算定料金の乖離幅が2を超えて、料金改定の対象とされた秩父宮記念体育館のサブアリーナ1回2時間2,200円を2,400円に、武道室全面1回1,900円を2,000円に、弓道場1回1,200円を1,300円に、サブアリーナの冷房設備1時間1,000円を1,100円に、それぞれ料金改定の条例改正を行うものです。これに伴いまして、議会の議決を経るべき事件の議案に当たることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものでございます。なお、秩父宮記念体育館条例の新旧対照表については、資料9ページに添付してございます。以上です。

平岡委員長

事務局の説明が終わりました。議案第22号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

鈴木委員

今回の算定で2倍を超えたものということですが、逆に下がったものがありますか。また、他市と比べて料金は高いのか、低いのかお答えいただきたいと思います。

熊谷生涯学習部参事

今回の料金改定で、生涯学習部が管轄するところの料金を下げる部分はありません。その料金は、他市と比較してそれほど大差はございません。

澁谷委員

秩父宮記念体育館にはほかにも施設があるが、値上げがサブアリーナ、武道室、弓道室に限られているのは何か理由があるのですか。また、体育館ができてから今までに何回値上げされているのか、あるいは今回が初めてなのか、お聞かせいただきたいと思います。

熊谷生涯学習部参事

公共料金の改定については、すべての施設で幾らの料金が適当である

かを算定します。それによって、現行料金と算定料金の乖離幅が2を超える部分のみ今回は料金改定を検討する対象としたものです。例えば、メインアリーナは乖離幅が0.87でしたので対象外、会議室等も乖離幅が1を下回っているため対象外、ただしサブアリーナ、弓道場、武道室は2を超えているので料金改定の対象として検討するという事です。秋葉台文化体育館、あるいは近隣の体育施設の利用料金を比較する中で、値上げをさせていただいたという経過です。今までに秩父宮記念体育館については、平成10年に行われました神奈川国体のときに全面改築しており、そのときに料金設定をしてから、今回が初めての値上げの対象になりました。

川島委員 サブアリーナの冷房設備の値上げについて、当初は石油の高騰等は考えられていないと思うが、今年の夏は暑くて、冷房も相当使われたと思うが、今後も運動するための適温ということでは、冷房等の燃料代も上がると思うけれども、今回の値上げで大丈夫なのですか。

熊谷生涯学習部参事 冷房設備は現行料金1,000円ですが、算定した基準料金は2,001円になります。本来なら2,000円をいただかなければならないところですが、市民に対する便益供与をしている部分ですので、一度に倍にするなどの大幅な値上げの仕方は、公共料金の考え方の中では取っておりません。段階的に値上げをさせていただくというのが基本です。原油価格が高騰している中、これで見合うのかどうかということもございますけれども、基本的には指定管理者が管理していく中で、光熱水費の中に入れて対応していただく形になっております。料金は上げますけれども、使用についてはできるだけ節減に努めるようお願いしているところです。ただ、健康管理上快適なスポーツ空間を維持していくという考えから、やむを得ない場合は時間を区切って冷房を提供していくという考え方でおります。

平岡委員長 ほかにありませんか。
ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

平岡委員長 それでは、議案第22号市議会定例会提出議案(藤沢市秩父宮記念体育館条例の一部改正)に同意することについては、原案のとおり決定いたします。
÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岡委員長 次に、議案第23号市議会定例会提出議案(藤沢市石名坂温水プール条例の一部改正)に同意することについてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

熊谷生涯学習部参事 議案第23号市議会定例会提出議案(藤沢市石名坂温水プール条例の一部改正)に同意することについて、ご説明申し上げます。本件につきましては、既に有料としております秋葉台運動公園並びに鶴沼運動公園の駐車場

と同様に、石名坂温水プールの駐車場につきましても、受益と負担の適正化を図り、社会的公平性を確保するため有料化を図るというものです。利用料金については、既に実施しているスポーツ施設の駐車場の利用料金と整合性を図り、入場してから2時間を超え3時間までを300円、以後3時間を超え6時間までは30分ごとに100円を加算、平常時間までに6時間を超える使用は1,000円を上限としております。また、平常時間以降翌日までの夜間の留め置きにつきましては1,000円としたものです。今回、新たに利用料金の額を定めて条例改正するにあたり、議会の議決を経るべき事件の議案に当たることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものでございます。なお、本条例改正につきましては、新たに有料とする施設を増やすことに伴う条文の追加が主となることから、条例の新旧対照表につきましては添付しておりませんので、ご了承いただきたいと思います。以上です。

平岡委員長 事務局の説明が終わりました。議案第23号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

澁谷委員 鶴沼運動公園の駐車場が有料になって、利用者が減ってきているという話を聞いたことがあります。子どもはもちろん、高齢者も生涯スポーツの一環としてプールを利用されているわけですが、高齢者にとって週何回かの駐車場の有料はかなり負担になるのではないかと思います。鶴沼運動公園の駐車場が有料になってからのプールの利用者数をお聞かせいただきたいと思います。

熊谷生涯学習部参事 利用者の推移については手元に資料がございませんので、細かい数字まではわかりませんが、確かに有料化をした後、若干プールの利用者が減ったという実態はございます。ただし、その年の天候状況により上下している幅の中でクリアできる人数の違いでございまして、5年間のトータルで計算して毎年比較をしますと、若干プラスになっていると理解しております。18年度より指定管理者が管理しておりますが、18年度の事業開始から市民の利用者を増やしていくという事業展開、例えばスポーツ教室を倍増して実施するとか、個人レッスンを行って利用者を獲得していくといった形で努力をしていただいている中で、指定管理者導入前と駐車場の有料化前を比較した中では、それほど極端に下がっている部分は見受けられないと理解しております。

川島委員 鶴沼とか石名坂に来られる高齢者は近隣の方なのか、どの地域から来られるのか。

熊谷生涯学習部参事 藤沢市には3つの大きなプールがございまして、基幹となっております秋葉台運動公園のプールは、県内から幅広くご利用いただいているようで

ございます。現在、プールについては藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、寒川町の3市1町による広域利用ということで相互利用を図っており、基本的にはこの3市1町の皆さんがどこのプールを使われても、それぞれの市町が定めた料金で利用できることになっております。秋葉台運動公園は、駅から離れていることとバス便も少ないということから車で来る方が多く、600台の駐車場は、夏場はほぼ満杯の状況です。鵠沼運動公園のプールは、都市型といえますか、住宅地の中にあるプールですが、藤沢のプールの発生の地で、「八部プール」という市民には初めから親しまれていた場所ということでは、秋葉台よりは鵠沼の利用者の方が年間を通して多いという実態がございます。夏場は屋外プールの広さの関係で、秋葉台の方が多いいわけですが、年間を通しての合計では八部プールの方が多いい状況です。石名坂温水プールは、石名坂焼却場施設をつくったときに、地元の皆さんへの便益的施設の要素もあって、基本的には近隣の皆さんがお使いいただけるような想定をしておりますが、他の2施設が駐車場を有料化したことで、車での利用が多くなったように伺っております。ただ、横浜市から何割、大和市から何割と居住区による統計的なものは取っておりませんので、そこまでは不明です。

川島委員 茅ヶ崎、鎌倉、大和などの都市型プールは有料駐車場になっているのでしょうか。

熊谷生涯学習部参事 行政主体によってまちまちでございまして、同じ市の中でも公園の駐車場については有料だけでも、教育委員会が所管しているところについては無料だとか、状況として統一されているということではございません。近隣の市町村を見ますと駐車場を有料にしているのは藤沢市だけで、現在、スポーツ施設に付随している駐車場を有料にするか、しないかという中で、有料にしていこうという動きはございます。確かに受益の負担と公平の原則から有料にすべきだろうという動きはございますけれども、踏み切って先行しているのは藤沢市です。茅ヶ崎、鎌倉、寒川ではプールの駐車場は有料にしておりません。横浜市は第三セクターが管理しておりますので、有料にしているところが多いと伺っております。

鈴木委員 2時間を超えて3時間までの使用ということは、2時間未満の場合は無料ということでしょうか、この2時間というのはどういうところからなのか、少しわかりにくいのではないのでしょうか。

熊谷生涯学習部参事 2時間という規定ですけれども、現行は1時間までを無料として、1時間を超えて2時間までを300円という規定で行っております。これは基本的にスポーツ施設の利用申請の受付に来られる方であれば、1時間以内でその業務は済むだろうという中で、1時間までは無料にしようという考え方に基づいて現行の料金設定をしております。今回の料金改定に当たり、

2時間枠に拡大した経過として、スポーツ施設の利用時間帯の区分、1回2時間を利用時間帯として区分しております。大変多くの皆さんから、スポーツ施設を使って使用料を払い、また駐車場使用料を払うのは二重取りではないかというようなご指摘もございますが、算定料金を見直していく中で、より市民がスポーツ活動に参加しやすいような形を考えていかなければいけないということから、最初の時間の設定を2時間まで拡大し、2時間までを無料にしたという経過がございます。それ以降の考え方につきましては、2時間を超え3時間までは300円、3時間を超えると30分ごとに100円を加算するという現在と同じ方法に踏襲するというで設定したものです。

鈴木委員 2時間のスパンでスポーツ施設を利用するという事は、2時間を超えたら駐車料金を取られるということで、実際に着がえの時間等もあり2時間半になってしまうと、市民のためのサービスにはなっていないような気がするけれども、いかがでしょうか。

熊谷生涯学習部参事 まだ揭示はしていませんが、現行のプールの利用者を想定しますと、秋葉台などは駐車場が離れておりますので、小さいお子さんの手を引いてプールまで行く。利用後に、また小さいお子さんを連れて駐車場まで戻るとなると、当然、規定時間を超えてしまいます。それに対応するために、往復に20分ないし25分の猶予時間を設けておりますので、2時間20分ないし2時間25分ぐらいまでは同料金という形をとっております。今回、2時間を超えて3時間までという規定はございますけれども、2時間で1分でも超えたら300円かかるというものではございません。やはり着がえの時間、あるいは駐車場から施設まで利用に移る時間というのは、当然想定された中のシステムになります。基本的には2時間ですけれども、実質的に2時間15分ないし2時間20分の幅があるということでご理解いただきたいと思っております。

澁谷委員 高齢者が生涯スポーツとして、水中ウォーキングなどで日常的にプールを使っていると思います。石名坂に限らず、駐車料金を取っているところでは65歳以上の方に割引の制度を設けるなどの措置が必要ではないかと思っております。

熊谷生涯学習部参事 現行の利用料金につきましては高齢者の割引制度がございますが、駐車場に関しては割引の制度は設けておりません。例えばプールを使った高齢者の水中ウォーキングやエアロビクス的な運動は負荷がかからないということでの体力づくりといったものについて、ある程度便宜を図らなければいけないのではないかというご指摘だと思いますが、プールの利用については、基本的に2時間の利用枠の中で対応できる。私どもが算定しておりま

す石名坂温水プールの駐車場を有料化するに当たっての収益は、年間150万円いかないのではないかと。おそらくそれを下回るような、ほとんどの方が2時間以内に利用が十分できるような形になっているのではないかと。ワンクールが50分ですので、50分利用して10分休む、50分利用して10分休むという形になりますので、その2時間の枠があれば2クールでき、特に高齢者の方であれば1クールの運動で十分な状況ではないかと判断しております。それが2クールの時間があるということであれば、十分その中で健康づくりについては対応できる、駐車場の無料の時間の中で利用ができるのではないかと想定しております。

平岡委員長

ほかにありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岡委員長

それでは、議案第23号市議会定例会提出議案(藤沢市石名坂温水プール条例の一部改正)に同意することについては、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岡委員長

次に、議案第24号市議会定例会提出議案(藤沢市事務分掌条例等の一部を改正する等の条例の制定)についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

浅川生涯学習部参事

議案第24号市議会定例会提出議案(藤沢市事務分掌条例等の一部を改正する等の条例の制定)について、ご説明いたします。10月定例会におきまして、20年度に向けた組織改正及び組織改正に伴う条例改正等についてご説明いたしました。12月議会で正式に条例改正等について提案いたしますので、改めてご説明いたします。

藤沢市事務分掌条例の一部を改正する等の条例ですが、この提案理由は次世代育成支援に係る全庁的な取り組みをさらに強化、推進するため、新たに「(仮称)こども青少年部」を創設し、あわせて青少年育成に関する事務を「教育委員会生涯学習部」から「こども青少年部」に移管するとともに、福祉健康部の再編に伴い、部の名称を改める藤沢市事務分掌条例等の改正を必要とするためでございます。今回、この条例の中で、一部改正するものは5条例、廃止するものは1条例です。

それでは、順を追ってご説明いたします。第1条の藤沢市事務分掌条例ですが、福祉健康部の組織の再編に伴い、名称を「(仮称)保健福祉部」に変更するものです。部の所掌事務についての変更はございません。保健福祉部の次に次世代育成を支援する組織として「こども青少年部」を加え、所掌事務として①子育て支援に関すること、②青少年の健全育成に関すること、③母子保健に関することとするものです。

次に、第2条の藤沢市立児童館条例、第3条藤沢市青少年会館条例、第4条藤沢市少年の森条例、第5条藤沢市地域子供の家条例につきましては、青少年課が教育委員会から市長部局に移管されることから、条例中の「教育委員会」の文言を「市長」に、「教育委員会規則」を「規則」に改めるとともに、「教育委員会」の文言を削除するものです。

第6条は、藤沢市青少年相談センター条例の廃止です。これは10月定例会でも組織改正の内容のところでご説明いたしましたが、子ども虐待相談及び子ども発達相談の一部と統合し、こども青少年に関する総合相談室をつくることで条例を廃止するものです。なお、この条例は平成20年4月1日から施行するものです。また、条例改正に伴う規則改正につきましては、改めて手続を行う予定であります。以上です。

平岡委員長 事務局の説明が終わりました。議案第24号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にありませんので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岡委員長 それでは、議案第24号市議会定例会提出議案(藤沢市事務分掌条例等の一部を改正する等の条例の制定)については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岡委員長 次に、議案第25号藤沢市八ヶ岳野外体験教室に係る指定管理者の選定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

桑山教育総務部参事 議案第25号藤沢市八ヶ岳野外体験教室に係る指定管理者の選定についてご説明申し上げます。本年度5月の定例教育委員会でご説明いたしました八ヶ岳野外体験教室の指定管理者の審査選定が行われました。今回、7団体から応募があり、提出された関係書類をもとに第1次審査を行いました。第1次審査は評価基準表に基づき各項目ごとの採点方式で行った結果、得点合計の高い順に4団体を選びました。第2次審査は4団体のプレゼンテーションと質疑による審査を行い、評価基準表に基づき各項目ごとの採点方式で行いました。その結果で第1位、第2位を決め、第1位を指定管理者候補といたしました。19ページの団体が指定管理者の候補者として選定されました。候補者となった団体は、評価基準のすべての項目でバランスよく提案されておりました。今回の指定期間は5年間となります。12月藤沢市議会の議決を経て、新たな指定管理者が決定されます。以上です。

平岡委員長 事務局の説明が終わりました。議案第25号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

川島委員 今回、東急コミュニティに決定したのはどういう理由なのかを教えてください。

柚原学校教育課指導主事 候補者となった団体は、財務上の経営基盤、指定期間を通しての収支計画が安定しており、高い評価を得ております。また、施設利用に対する姿勢については、学校利用が一番ですけれども、その基本的な姿勢、指導補助員の活用、体験教室の資源の新たな開発、活用についてバランスよく提案されておりました。また、学校利用以外のところでは市民の利用があるわけですけれども、そのニーズの把握と活用についても高い評価を得ておりました。施設の管理運営についても、指定管理期間を見通しての維持管理計画、日常の管理計画について高い評価を得ておりました。

川島委員 前回は東急コミュニティでしたが、今までにクレーム等はあったのかどうかお伺いします。

柚原学校教育課指導主事 今年で3年度目に当たりますが、初年度は料理が変わったというクレームがございました。それまでは、本館に泊まったお客様には洋食を出すという形でしたが、指定管理者の東急になったときにすべて和食になりました。和食の板長は、かなり有名な方でおいしいという評判がありましたけれども、和食が変わった部分での戸惑いはあったようです。学校利用の面では、夕食にハンバーグが出たときに冷たいという声がありましたが、それに対して、すぐにハンバーグを温めるウォーマーを導入して温かいまま出すということです。何か要望がありましたら、すぐにこたえる姿勢が感じられてきて、最近ではそのようなクレームはほとんどありません。

平岡委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岡委員長 それでは、議案第25号藤沢市八ヶ岳野外体験教室に係る指定管理者の選定については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岡委員長 次に、議案第26号から議案第29号までの指定管理者の選定についてを一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

浅川生涯学習部参事 議案第26号藤沢市青少年会館、議案第27号藤沢市少年の森、議案第28号藤沢市地域子供の家、議案第29号藤沢市立児童館の指定管理者の選定について、一括してご説明いたします。今回、この議案を提出いたしましたのは、地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設である藤沢市青少年会館、藤沢市少年の森、藤沢市地域子供の家、藤沢市立児童館の管理につき、平成17年度から財団法人藤沢市青少年協会に指定管理者として管理運営を委託してまいりましたが、今年度で3年間の指定管理が切れるため改めて選定を行い、その結果を報告するものです。指定管理の募集につきましては、4月5日に第1回指定管理者選定委員会を開催いたしました。

選定委員会は、藤沢市の指定管理基本方針に基づき、両副市長、収入役、教育長、総務部長、企画部長、財務部長のほか今回は市民委員2名、公認会計士を加え10人の委員で構成されております。この第1回選定委員会では指定管理者の特定の承認、審査基準、審査方法、指定期間等を審議いたしました。指定管理の選定は、原則は公募ですが、青少年会館などの管理運営につきましても、地域住民との協働による運営が必要な施設、また、特定の団体が実施する事業と密接不可分な関係にあり、事業の一体的運営が必要であることから、これまでの指定管理者である財団法人藤沢市青少年協会に特定することといたしました。

このことを受けて、青少年協会に対し指定申請書、事業計画書、事業実績報告書等関係書類の提出を求め、9月14日指定管理者指定申請書のほか、関係書類の提出がありました。申請を受け、第2回指定管理者審査選定委員会を10月11日に開催し、1として法人の基本的能力要件である青少年育成の基本理念、管理運営コストの縮減、経営方針等について、また2として、事業計画では施設利用者の拡大、地域や青少年団体との連携、藤沢市の各種方針への取り組み等の考え方について、青少年協会から意見聴取した後、審査を行いました。その結果、審査選定委員会としては、基本的能力を満たしており、事業計画等の考え方も適正であると判断し、青少年会館2施設、少年の森、地域子供の家17施設、児童館5施設のすべてを財団法人藤沢市青少年協会に指定管理者として選定いたしました。指定期間は、2008年（平成20年）4月1日から2013年（平成25年）3月31日までの5年間です。なお、今回の決定を受け、12月市議会において指定管理者の選定について提案を行います。以上で、4議案の説明を終わります。

平岡委員長 事務局の説明が終わりました。議案第26号から議案第29号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

澁谷委員 青少年協会がどうのというわけではないのですが、公募にしなかった理由をもう少し詳しく教えていただけますか。

浅川生涯学習部参事 地域住民との協働による運営が必要な施設ということと、各種団体と密接に関係している青少年協会に特定したわけですが、具体的には児童館5館にはすべて児童クラブが入っております。その児童クラブというのは、協会が独自に特別会計で運営しているというところで、公の施設ではございますが、切り離せないということで一括して協会にお願いする。少年の森については、宿泊施設のかわせみハウスは協会所有の建物で、宿泊施設と少年の森の一体的な運営が必要であるということがあります。地域子供の家は、各地域で運営委員会を構成しております。その運営委員会に管理運営を委託しているということで、地域の住民の方々と密接な関係にあるということで、

指定管理とか一般競争入札にはなじまないのではないかというような理由で青少年協会に一括してお願いしているということでございます。

澁谷委員

青少年会館については、青少年と言いながら、もう少し年齢層の高い方たちが主に利用されている等、利用のされ方や使い勝手に課題があるという話を聞いたことがあるので、公募ということを考えてもよかったのではないかと思います。いかがでしょうか。

浅川生涯学習部参事

青少年会館につきましては、現在、藤沢には青少年協会の事務局が入っており、そのまま指定管理ということは考えにくかったということもでございます。また、協会が事務局を持つ各種団体が約 20 団体ありますが、活動の拠点であるということもあり、協会と団体等が密接なつながりがあるというようなことで青少年協会に特定した理由の 1 つです。使い勝手のことについては、学校のある時間は基本的には青少年は使わないわけですので、そういうところでは一般の方、サークルの方がご利用されている部分がございます。青少年会館は規模的にも狭くて、活動する場所等がなかなか取れないというのがありますので、その辺のところは使い勝手が悪いのかなという感じを持っております。

澁谷委員

特定の団体と密接な関係があるがゆえに、利用のされ方が変わっていかないのではないかというところも感じます。青少年会館に関して、これからはもう少し青少年向けというところに重点を置いて運営の方法を考えていただきたいと思います。

鈴木委員

青少年会館、少年の森、地域子供の家、児童館を同じ青少年協会に委託するに当たって、防災についてはそれぞれ違うと思うけれども、今すぐにも地震が来る可能性があるので、どのような防災計画になっているのでしょうか。

浅川生涯学習部参事

風水害や地震等、それらに伴うマニュアル等をつくって指導しておりますし、研修等も行っていただいております。また、20 年度には AED をすべての施設に設置する予定であります。それから、地震等が起きた場合もそうですが、基本的には台風とか水害等が発生するようときには救援するとか、そういった方法をとるようになっております。

鈴木委員

児童館、地域子供の家などの防災管理については、両親が迎えに来るとかいろいろ違いますけれども、防災計画ですと青少年協会に防災本部ができて指示すると思うのですが、実際は子どもがいるところと連絡が取れないとか、予測できないこともあると思いますので、ぜひ藤沢の防災計画とあわせて子どもを災害から守るというところにも注文をつけていただきたいと思います。青少年協会に防災本部をおいて、子供の家運営委員会と連絡するといっても、子どもがたくさんいる時間帯の災害でしたら、このようなマニ

アルどおりに進められるか疑問なので、この辺りは選定するときに現実に合ったものをつけさせていただきかかったと思います。

浅川生涯学習部参事 この点につきましては、もう一度精査して直すべきところは直してまいりたいと思います。

平岡委員長 防災計画については、その場、その場に子どもがいることを前提にして練り直していただくということですか。

小野委員 青少年協会としての本部の設置については、どの施設にも本部が係わるわけですから同様の形になっています。ただ、施設ごとに対応するマニュアルは記載されていると思います。それから児童館、子供の家は地域も違いますから、それぞれが防災計画をつくっているという形を取っていますから、指定管理のところで、全部の施設についてそれぞれの対応というわけにはいかないというところですか。この防災計画については審査の段階でも話題になって、審査の対象として上げておりました。

平岡委員長 ほかにありませんか。
ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

平岡委員長 それでは、議案第26号藤沢市青少年会館に係る指定管理者の選定について、議案第27号藤沢市少年の森に係る指定管理者の選定について、議案第28号藤沢市地域子供家に係る指定管理者の選定について、議案第29号藤沢市立児童館に係る指定管理者の選定については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岡委員長 次に、議案第30号藤沢市奨学生選考委員会委員の任命についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

桑山教育総務部参事 議案第30号藤沢市奨学生選考委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。藤沢市奨学生選考委員会は、次年度に高等学校に進学する生徒を対象に、中学校の最終時点で奨学生を選考するものです。任命する委員の氏名等は記載のとおりです。選考委員は規則の第2条に規定しており、第1号から第3号までの各委員で各々任期が定められています。第2号の市立中学校長につきましては在任期間中、第1号の市民につきましては2年、第3号の市立小学校校長の代表につきましては、1年間の任期となっております。再任もできるようになっております。

それぞれの委員の任期は記載のとおりです。市立学校長の異動及び任期満了に伴う校長委員4名の任命についてご審議いただき、ご決定くださるようお願いいたします。

平岡委員長 事務局の説明が終わりました。議案第30号につきまして、ご意見・ご質

間がありましたらお願いいたします。

澁谷委員 資料の見方がよく分からないのですが、4名のうち市民は1番と2番の方と考えるとよろしいのでしょうか。

桑山教育総務部参事 今回、新たに任命する新任の方4名でございまして、この方たちについては、市立中学校の校長で異動等によって新たに任命された方ということでございます。

市立中学校の校長については在任期間中ということですので、市立中学校19校ですので19名の校長がいらっしゃいますが、そのうちの3名について、今年度異動等があつて新任されるということです。同じく小学校の校長については任期が1年ということで、ここで新たな委員が新任として加わる。それから市民委員は2年任期で、今年が2年目に当たるということから、昨年度から引き続きの委員2名ということです。

平岡委員長 全体で何名になりますか。

桑山教育総務部参事 中学校長19名、小学校長1名、市民委員2名で、合計22名でございます。

平岡委員長 そのうち、新任された4名がここに出ているということですね。

ほかにありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岡委員長 それでは、議案第30号藤沢市奨学生選考委員会委員の任命について、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岡委員長 次に、その他に入ります。

(1) 善行小学校の改築について、事務局の説明を求めます。

城田教育総務部参事 善行小学校の改築についてご説明いたします。善行小学校の改築事業につきましては、平成18年7月改築設計委託業務契約を締結したものでございます。今回、基本設計が完了しましたので、主な内容と今後のスケジュールについて報告させていただきます。

設計委託に際しては、①新しい教育形態での対応、②地域への開放意識、③シンプルで機能的な経済設計、④省エネ対策に配慮したメンテナンスのかからない施設、これらを要望事項として設計委託したものです。委託先は、株式会社岡設計、委託期間は平成18年7月26日から平成20年2月25日まで、委託金額は基本設計、実施設計を含め3,303万7,000円でございます。

設計概要ですが、延べ面積は7,440㎡で、ほかに屋外施設として150㎡の合計7,590㎡となりました。仕様としまして、普通教室16、特別支援教室2、多目的室3、図書室1、理科室1、家庭科室1、音楽室1、パソコン室1、

視聴覚室1、図工室1、管理諸室です。

設計の特徴は、①ゆとり・ふれあい・交流の空間として中庭に「交流プラザ」の配置、②廊下を取り込んだ広い図書室、③環境教育の観点から太陽光発電システム、屋上・壁面緑化の導入及び雨水や地下水をグラウンドの散水に利用、④省エネルギー対策として人感センサーによる自動照明設備の導入、⑤地域開放を考慮した会議室の配置、⑥給食調理室にドライシステムを導入したことです。

今後のスケジュールですが、平成21年10月末の校舎、体育館、給食調理室の改築工事完成を目指し進めてまいります。なお、校舎棟改築工事完成後に既存校舎の解体及びグラウンド等の外構工事に着手し、平成22年8月末を完成予定としております。以上です。

平岡委員長

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

澁谷委員

1点目は、別紙3に工事車両の入り口と既存正門という三角でマークしてありますけれども、保護者の心配は工事中に大きなダンプカーが出入することに伴う危険です。子どもたちの正門と工事車両の入り口が非常に近いのはどうかかならないものでしょうか。できれば工事車両の出入り口と子どもたちが入る正門は、同じ道ではない方がいいのではないかと思います。

2点目は、グラウンドに新しい校舎を建てるということで、工事中は子どもたちがグラウンドの使用ができないということについてです。子どもたちは、休み時間にグラウンドで走り回ることによっていろいろなストレスを発散しています。その期間中の子どもたちへの対応、体育授業の対応、グラウンドの代わりとして使用できる場所がほかにあるのかどうか、その辺の対策を伺いたいと思います。

3点目は、太陽光発電を取り入れるということについてです。別紙1の屋上に太陽光発電のパネルらしきものがありますが、平成16年に完成した片瀬中学校の新校舎にも太陽光発電システムが導入されていますが、屋上のパネルがとても小さく、現実的に電力としては微々たるものです。生徒にこういうシステムがあるのだということ、あるいは環境に配慮しているというアピールにはなるとは思いますが、電力源としては余りに立っていないと聞いています。太陽光発電システムを導入するのであれば、子どもたちにこの体育館の電気は全部太陽光で賄っていると教えられるぐらいの、電力がどのくらい取れるかというところまで計算して、屋上のパネルの大きさなどを考えた方がいいのではないかと思います。設計の段階で、どのくらいの電力を想定されているのでしょうか。

4点目は、校舎がロの字型に建っているのは珍しいのではないかと思います。

すが、口の字型にして中庭をつくったことに何か意図があるのですか。低学年の子たちの遊び場を中庭と考えて、外部の侵入者からの危険を防ぐといったことも考えてのことなのでしょう。ただ、口の字型にしたことで、図面でははっきりわからないのですけれども、今までのグラウンドよりも狭くなってしまうのではないかという感じがあるので、その辺も聞きたいと思います。

5点目は、空調についてです。今の子どもたちは暑さに弱くて、冷房を入れる学校も増えているようですが、善行小学校の場合、普通教室への夏の冷房の導入はどのようになっていますか。

以上、5点について伺いたいと思います。

城田教育総務部参事 1点目の門の関係ですが、別紙3はあくまで工事中の図でございます。点線の区域を仮囲いして、子どもをシャットアウトしますので、既存校舎を使っている間は、この既存正門を使っていただくという設計になっております。工事期間については仕切りをしてしまいますので、子どもの動線とは区切れるようになっております。また完成後の図を見ていただきますと、正門はグラウンドの横に行きまして、プールの横に通路がございます。こちらから給食等の搬入車が入るということで、子どもが車に会うようなことはございません。子どもの動線と給食車両の搬入は分ける形としております。それから、工事中はグラウンドが狭いということですが、現在、学校側と協議しており、仮設のグラウンドに行くには移動時間がかかるなどして無駄だということで、現在中庭にある池等を解体し、できるだけグラウンドとして使えるように準備をしているところでございます。

それから、太陽光発電の件ですが、大きくしてたくさん発電すればいいのですけれども、その場合には主任技術者を置かなければいけないということもあり、資格を持った人が管理しなければいけないということで、あくまで小学校については教材用ということでご理解をいただきたいと思います。

それから口の字型にした経緯ですが、学校側に一棟形式と口の字型とどちらを希望するか協議をしていただいたのですけれども、日影条例の関係で一部を2階にしますと、どうしても口の字型でないと規定の16教室が入るのが難しいというようなことがございまして、中庭の利用も兼ねて、こういった形にしたものです。

空調の関係ですが、空調は完全空調を予定しております。普通教室にも入れることで準備をしております。

澁谷委員 工事車両出入口と正門が近いということに関してですが、動線が違うというのはトラックがこちらから来て、子どもたちはこちらから来る形で考えられている話かと思います。それでもトラックやダンプカーが出入りする横に、子どもたちが下校時間に飛び出してくる状況は、保護者は非常に心配

されるのではないのでしょうか。警備員が常に立っていることになると思うのですが、仮の正門を別の場所に作る必要があるかと思います。

城田教育総務部参事 これはあくまで基本設計の段階のことですので、できるだけそのようなことを考慮して、幹線道路に近い方から入るように考えていきたいと思えます。

澁谷委員 太陽光発電システムはあくまで教材用ということですが、教材用の設備を多額のお金をかけて設置する意味があるのか、そのお金をほかに回すようなところがあるのではないかと思います。このシステムの設置に余り意味が感じられないのですが、いかがでしょうか。

城田教育総務部参事 これには補助金が約 200 万円つくものですから、それほど持ち出しがなく教材用として取り入れられるということです。

川島委員 校舎を移動する工法は過去にあったのか、通常は既存のところに建て直すと思うのですが、そのメリットをお聞かせください。もう一点は、プールが校舎の横にあるけれども、無理してこうしたのか、基本設計等についてお知らせいただけたらと思えます。

城田教育総務部参事 既存の校舎を使いながら工事をしているのは第一中学校が初めてでございまして、現在、第一中学校はグラウンドに校舎棟を建設中でございます。この難しいところはグラウンドの確保で、いろいろなところをお願いして借りてやっておるところです。プールについては改修工事が終わっておりまして、校舎棟の改築に既存プールを使うことが条件だったので、こういった配置になっております。仮設校舎のメリットですけれども、プレハブは工事が完成するまでのリース料が 3 億円ぐらいかかりますので、その辺のお金が助かるということでご理解いただきたいと思えます。

川島委員 南側にグラウンドがあって北側に校舎というのが一般的ですけれども、北側にグラウンドというのは既存の学校設計と違うけれども、その辺の情報を教えていただきたい。

城田教育総務部参事 私どもも北側のグラウンドについては多少心配したのですが、前のように 4 階建てでなく 3 階建てということと、職員室からグラウンドが見えるということで、学校側としてはそれほど抵抗がなかったようです。

川島委員 職員室は北側にあるのですか。

城田教育総務部参事 別紙 4 をご覧いただくとお分かりいただけるかと思えますが、学校側と協議の中でグラウンド全体が見渡せる位置に設定してほしいという要望がございましたので、北側の正面のところ、昇降口の隣が職員室になっております。

川島委員 図書室はどこですか。

城田教育総務部参事 北側の 2 階です。

川島委員 イギリスの図書館は、本が傷まなくていいので北側に多いと聞いたことがあります。

城田教育総務部参事 学校との打ち合わせの中で、図書利用に熱心な先生がおられまして、どうしてもこの規模の図書室にしてほしいという要望がございました。学校もこれから図書室を使った教育を重視していきたいというようなお話がございまして、少し広めになっております。

平岡委員長 これから建つ学校は、すべて空調完備なのですか。

城田教育総務部参事 現在、改築している学校については考えております。

平岡委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、本件を了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岡委員長 以上で、本日予定いたしました審議する案件はすべて終了いたしました。次回の定例会の期日を決めたいと思います。12月21日（金）午後4時から、場所は東館2階教育委員会会議室において開催することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

平岡委員長 それでは、次回の定例会は12月21日（金）午後4時から、場所は東館2階教育委員会会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。

午後7時10分 閉会

この会議の経過を記載し、相違ないことを確認する。

藤沢市教育委員会委員長

藤沢市教育委員会委員

藤沢市教育委員会委員